

亡くなった後に寄付

自分が亡くなったときに残った財産は、必ず家族に渡さないといけないと思いませんか？ 遺言を使えば、家族以外の人や団体などに財産を渡すことができます。「遺贈寄付」といいます。動物愛護団体のほか、子ども支援、災害支援など社会を良くするために活動している団体・グループ、出身校、故郷の自治体など贈り先はいろいろあります。熊本では、動植物園に遺産9100万円を提供した元教師の女性が話題になりました。亡くなったときの財産の一部（または全部）で社会貢献。そんな人が最近増えています。



司法書士法人あかりテラス
相続専門行政書士
山下 託史



Instagram フォロワー **1000** 人突破!

司法書士法人あかりテラスの Instagram を、日頃よりご覧いただきありがとうございます。おかげさまで、このたびフォロワー1,000人を突破しました！「司法書士事務所は堅苦しそう…」そんなイメージを少しでもやわらげたい。そんな思いから、私たちは Instagram を始めました。

「だいじなことを明るく楽しく」をコンセプトに、相続を学べるユニークな取り組み「相続漫才®」や、スタッフの日常、相談会情報、社内イベントの様子などを発信しています。これからも「相談してよかった」「安心できた」と感じていただけるよう、地域の皆さまに寄り添った情報をお届けしてまいります！

まだの方は
ぜひ
フォローを!



腸活やりすぎ!?

あかりテラスのおもち LOVE 男こと、たくし(♂)です。お酒を一滴も飲めないのに、若いころから異常に高かった肝臓の数値。それが、今年の健康診断で初めて正常値に! その要因は、2年前から毎日やっている「腸活」。乳酸菌サプリ(1日1兆個! これがめっちゃ効いた)、リンゴ酢、夕飯は白米の代わりにスーパー大麦、そして、菓子パン禁止。やり過ぎ? でも、奇跡が起きた。

あかりテラスの「クセつよ!」

あかりテラスの「クセが強い」(クセつよ)職員たちが、自分自身のこだわりの世界を発信します。



高校の同級生の
医師が開発した
乳酸菌のサプリメント